

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇規 則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則  
臨時種畜検査の実施

◇告 示 県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良事業計画の適否の決定(七件)

土地改良事業の認可(二件)

銃猟禁止区域の設定

銃猟禁止区域の設定の一部改正

鳥獣保護区の存続期間の更新

保安林の指定の解除(二件)

林業種苗法による生産事業者の登録

林業種苗法による生産事業者の登録の失効

◇教 委 告 示 鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集要項

◇公 告 二級建築士試験の合格者

## 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第七十二号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の(四)中「八、五〇〇円」を「九、五〇〇円」に改め、同表の一の2の(三)中「八三九、〇〇〇円」を「九〇一、〇〇〇円」に改め、同表の二の1の(三)中「五九〇円」を「六四〇円」に改め、同表の三

の3の(一)中

一、三〇〇円	一四、四〇〇円	二一、〇〇〇円	二五
一八、四〇〇円	二三、六〇〇円	三三、八〇〇円	三八

を

一〇〇円	三一、七〇〇円	四、五〇〇円	一一、三〇〇円
四〇〇円	四八、四〇〇円	六、五〇〇円	一九、九〇〇円

一五、六〇〇円	二二、七〇〇円	二七、一〇〇円	三四、二〇〇円
二五、五〇〇円	三五、四〇〇円	四一、四〇〇円	五二、四〇〇円

四、九〇〇円		三、八〇〇円	
七、〇〇〇円		五、九〇〇円	

に改め、同表の三の3の(二)中

二〇〇円	七、八〇〇円	九、四〇〇円	二二、〇〇〇円	一
九〇〇円	一一、三〇〇円	一三、四〇〇円	一六、七〇〇円	二

六〇〇円	四、一〇〇円	五、六〇〇円	八、三〇〇円
二〇〇円	六、四〇〇円	八、五〇〇円	一一、一〇〇円

を

一〇、一〇〇円	二二、九〇〇円	一、七〇〇円
一四、四〇〇円	一八、一〇〇円	二、三〇〇円

に改め、同表の六

の3中「二七八、七〇〇円」を「一九一、八〇〇円」に改め、同表の八の3の(二)中「二、八三〇円」を「三、〇〇〇円」に、「三、〇五〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同表の九の3中「八五、〇〇〇円」を「九七、〇〇〇円」に、「六八、〇〇〇円」を「七七、六〇〇円」に改め、同表の十二の3中「五四、〇〇〇円」を「五八、三〇〇円」に改める。

別表第二の一の1中「一〇、二〇〇円」を「一〇、七〇〇円」に、「七、〇〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「六、一〇〇円」を「六、四〇〇円」に、「九、五〇〇円」を「一〇、二〇〇円」に、「九、八〇〇円」を「一〇、六〇〇円」に改め、同表の一の2中「一、三三七円」を「一、四〇三円」に、「一九一八円」を「九五七円」に、「八〇〇円」を「八三九円」に、「二、二四六円」を「一、三三七円」に、「一、二八五円」を「一、三九〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第千四十四号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

検 査 期 日	検 査 場 所	家畜の種類
昭和五十六年十一月十九日 午前十時から	西伯郡西伯町大字北方 鳥取県中小家畜試験場	豚
昭和五十六年十一月二十日 午前十時から	東伯郡赤碓町大字松谷 鳥取県種畜場	牛

鳥取県告示第千四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の

規定に基づき、県営土地改良（中山地区ほ場整備）事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第千四十六号

昭和五十六年八月二十六日付けで若桜町から申請のあつた土地改良（高野地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四十七号

昭和五十六年八月十三日付けで淀江町から申請のあつた土地改良（大和地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四十八号

昭和五十六年八月十三日付けで淀江町から申請のあつた土地改良（大和地区客土）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四十九号

昭和五十六年八月十三日付けで淀江町から申請のあつた土地改良（大和地区暗きよ排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五十号

昭和五十六年八月十二日付けで若桜町から申請のあつた土地改良（奥屋

堂羅地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十一号

昭和五十六年八月二十六日付けで若桜町から申請のあつた土地改良(長砂地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十二号

昭和五十六年八月十二日付けで若桜町から申請のあつた土地改良(三倉地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十三号

羽合町から申請のあつた町営土地改良（広町地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五十四号

日南町から申請のあつた町営土地改良（茶屋・笠木（懸日谷上井手）地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規

定により告示する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五十五号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八号）第二十七条において準用する同規則第二十六条の規定により告示する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	区 域	存続期間	面積
津ノ井 銃猟禁 止区域	鳥取市桂木地内の国道二九号と市道桂木 一号線との交差点を起点とし、同点から同 市道を東方及び北方に進み、県道津ノ井国 府線に至り、同県道を北西に進み、市道杉 崎一号線に至り、同市道を北方に進み、市 道杉崎三号線に至り、同市道を北東に進み 終点に至り、同点に接する洗井川を上流に 進み、鳥取市と国府町との境界に至り、同 境界を南東に進み、鳥取市、国府町及び郡	昭和五十六年十 一月一日から昭 和五十六年十月 三十一日まで	八三三ヘク タール

<p>千代川 銃狨禁 止区域</p>	<p>八頭郡河原町大字釜口地内の国道五三号と県道八日市釜口線との交差点（八日市橋東詰）を起点とし、同点から同県道を西南に進み、県道鷹狩渡一本線に至り、同県道を西北及び北方に進み、国道五三号に至り、同国道を北方に進み、県道郡家鹿野気高線に至り、同県道を北方に進み、河原町と鳥取市との境界に至り、同境界を北東及び南東に進み、町道河原円通寺線に至り、町道道を南西に進み、県道河原郡家線に至り、同県道を東南に進み、町道徳吉片山線に至り、同町道を南西に進み、八東川左岸の河</p>	<p>家町の境界点に至り、同点から鳥取市と郡家町との境界を南西及び西方に進み、鳥取市祢宜谷と同市越路との境界点に至り、同点から鳥取市祢宜谷、同市香取、同市広岡及び同市船木と同市越路及び同市古郡家との境界を北方に進み、市道船木四号線に至り、同市道を東方に進み、市道船木二号線に至り、同市道を北東に進み、市道祢宜谷船木線に至り、同市道を南東及び東方に進み、市道広岡一号線に至り、同市道を北東に進み、国道二九号に至り、同国道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十六年十一月一日から昭和五十九年十月三十一日まで</p>	<p>三六〇ヘク タール</p>					
<p>佐治川 ダム銃 狨禁止 区域</p>	<p>八頭郡佐治村大字尾際地内の村道尾際線と村道呑谷線との交差点を起点とし、同点から村道呑谷線を南東に進み、県道江府中利用瀬線に至り、同県道を西南に進み、村道中線に至り、同村道を北方に進み、林間遊歩道二号線に至り、同遊歩道を北西及び北東に進み、林間遊歩道一号線に至り、同遊歩道を東南に進み、山王滝遊歩道に至り、</p>	<p>八東川 銃狨禁 止区域</p>	<p>八東町と郡家町との境界と国道二九号との交差点を起点とし、同点から同国道を南東に進み、県道津山智頭八東線に至り、同県道を南西に進み、県道才代船岡線に至り、同県道を南西に進み、八東町と船岡町との境界に至り、同境界を北東に進み、八東町、船岡町及び郡家町の境界点に至り、同点から八東町と郡家町との境界を東南に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十六年十一月一日から昭和五十九年十月三十一日まで</p>	<p>三四ヘクタ ール</p>	<p>八東川 銃狨禁 止区域</p>	<p>川堤防に至り、同堤防を北西に進み、町道稲常徳吉線に至り、同町道を南方に進み、県道郡家鹿野気高線に至り、同県道を西方に進み、国道五三号に至り、同国道を南方及び東南に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十六年十一月一日から昭和五十九年十月三十一日まで</p>	<p>五一〇ヘク タール</p>

<p>福永銃 獵禁止 区域</p>	<p>日野川 銃獵禁 止区域</p>	<p>香取銃 獵禁止 区域</p>
<p>同遊歩道を南方に進み、佐治川ダム管理道に至り、同管理道を東方に進み、佐治川ダムの堤体に至り、同堤体から佐治川左岸を東北に進み、村道旅行村線に至り、同村道を東北に進み、村道尾際線に至り、同村道を東北に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>日野郡溝口町福永地内の町道第二福永線と町道大坂添谷線との交差点を起点とし、町道大坂添谷線を北西に進み、町道溝口添谷大滝線に至り、同町道を東南に進み、町道第二福永線に至り、同町道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>西伯郡大山町豊房地内の県道大山佐摩線と町道岩伏横断線との交差点を起点とし、同点から同町道を北東に進み、県道豊房名和線と名和町道香取線との交差点に至り、同町道を東北に進み、県道加茂御来屋線と中山町道岩伏横断線との交差点に至り、同町道を東南に進み、県道高橋下市停車場線</p>
<p>昭和五十六年十一月一日から昭和六十六年十月三十一日まで</p>	<p>昭和五十六年十一月一日から昭和六十六年十月三十一日まで</p>	<p>昭和五十六年十一月一日から昭和六十六年十月三十一日まで</p>
<p>四五ヘクタール</p>	<p>一五五ヘクタール</p>	<p>六二五ヘクタール</p>

に至り、同県道を南方に進み、県道赤碓大山線に至り、同県道を南東に進み、農道経塚線に至り、同農道を南方に進み、通称芋谷越山道に至り、同山道を西方に進み、林道大平線に至り、同林道を南方に進み、大山町豊房字草谷地内の耕作道に至り、同耕作道を西方に進み、県道赤碓大山線に至り、同県道を北方に進み、鏑坂山土壘に至り、同土壘を北方に進み、電信電話公社鏑坂山無線中継所に至り、同所から無線中継所専用道路を南東に進み、県道大山佐摩線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域

鳥取県告示第五十六号

昭和五十四年九月鳥取県告示第八百二十四号（銃獵禁止区域の設定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三



天神川銃猟禁止区域の項中

倉吉市市道米田大原線の大原橋から下流の天神川の河川区域及び県道巖城上灘線の巖城橋から下流の小鴨川の河川区域

昭和五十四年九月二十六日から昭和六十年九月二十五日まで  
二五五ヘク  
タール

を

倉吉市市道米田大原線の大原橋から下流の天神川の河川区域及び県道倉吉江北線の三明寺橋から下流の小鴨川の河川区域

昭和五十四年九月二十六日から昭和六十年九月二十五日まで  
二七三ヘク  
タール

に改める。

鳥取県告示第千五十七号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）第一条第二項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十条の規定により告示する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	区 域	期 間	面 積
東郷池 鳥獣保護区	東伯郡東郷町及び羽合町にまたがる東郷池の湖面	昭和五十六年十一月一日から昭和六十六年十月三十一日まで	四一七ヘク タール

鳥取県告示第千五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
八頭郡郡家町大字姫路字川下モノ一七二四の二四から七二四の二六まで（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
  - 三 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
境港市新屋町字五郎作灘三一〇四の二
- 二 保安林として指定された目的  
湖害の防備
- 三 解除の理由  
公共施設用地とするため

鳥取県告示第六十号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
------	----------	----------	---------	--------	---------

二百三十二 最上誠一

八頭郡八東町  
大字佐崎一四

穂の採取並びに  
幼苗及び幼木の育成

最上誠一  
苗畑

八頭郡八東町  
大字佐崎

鳥取県告示第六十一号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
百十九	谷口 壽子	八頭郡智頭町 大字穂見二三 六の一	穂の採取並びに 幼苗及び幼木の育成	谷口 壽子 苗畑	八頭郡智頭町 大字穂見
六十六	最上源十郎	八頭郡八東町 大字佐崎一四 九	"	最上源十郎 苗畑	八頭郡八東町 大字佐崎

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十四号

昭和五十七年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園児募集を次の要項により実施する。

昭和五十六年十月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

昭和五十七年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園児募集要項

一 募集園児数 約九十人

二 応募資格

昭和五十二年四月二日から昭和五十三年四月一日までに出生した幼児で、集団生活に適応できるもの

三 応募期間及び受付時間

1 応募期間 昭和五十六年十一月二十六日(木)及び同月二十七日(金)

2 受付時間 十四時から十六時三十分まで

四 応募手続

1 入園志願者の保護者は、応募期間内に入園志願書を鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園(以下「県立久松幼稚園」という。)に提出しなければならない。

2 県立久松幼稚園長は、入園志願書を受理したときは、入園志願者の保護者に受付番号票を交付するものとする。

五 入園志願書の交付

1 交付の期間及び時間

(一) 交付期間 昭和五十六年十一月十六日(月)から同月二十一日(土)まで

(二) 交付時間 八時三十分から十六時(土曜日は十二時)まで

2 交付場所 県立久松幼稚園

六 入園許可の決定方法

入園志願者数が募集園児数を超えたときは、抽選により入園の許可を決定する。

七 抽選の期日等

1 期 日 昭和五十六年十二月四日(金) 九時

2 場 所 県立久松幼稚園

3 抽選方法 受付番号票と引き換えに、入園志願者が受付番号順に行う。

八 入園許可の発表

昭和五十六年十二月四日(金) 十五時に県立久松幼稚園に掲示する。

九 注意事項

この要項に関する質疑事項は、県立久松幼稚園(電話鳥取二二局三二五二番)に問い合わせること。

公 告

昭和56年7月25日及び同年9月20日に実施した二級建築士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和56年10月27日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

森坂 力	岡田 節朗	米井一二三	高木 教之	山本 洋一	坂根 栄吉	福田 英明	津村 勝彦	藤森 英之	野廣 勝彦
澤根信一郎	白間 誠	武田 裕司	吉田 稔	竹田 明義	竹藏 一昭	坂根 正俊	後藤 博巳	輝夫 茂	野間田計介
小林 吉伸	吉中 公男	前田 政人	中谷 富博	木下 鈴鹿	那須 正	石田登喜子	青木 健次	森安 肇	西原 敏克
鯉口 典英	岡田 哲司	瀬戸根三夫	青木 修身	西尾 義隆	芳田 正明	團野 昌和	正和 寛一	南場 俊彦	布留 松井
井上 孝文	谷口 益生	宮根弘久仁	竹田 正博	酒本 康彦		長谷川 保	坪倉 寛一		
田中 里美	山根 裕司	山本 恭信	田中 但男	懸樋 信男					
伊藤 敏彦	竹内 誠治	中嶋 亮二	藤田 昭人	山本 昭美					
益田 秀喜	沢田 光康	明里 義弘	絹見 睦雄	中本 陽一					
橋谷 明美	山口 倫昭	朝倉 栄治	小林優貴秀	長谷川和文					
古川 哲次	清水 力	中井 和志	清水 篤	山口 敏雄					
福本 高博	川口 俊光	市村 幹男	中井 克彦	大谷 朝雄					
木町 勝	門本 郎	野坂 俊明	山浦 睦美	吉田 俊宏					
遠藤 健司	宗政 勝美	岸田 邦子	足立 秀明	渡辺 洋輔					
伊藤 玉一	足立 弘	石井 操	蔵本 武憲	原 尊幸					
山崎 幹雄	藤原 恵子	矢倉 高行	森 満	田淵 孝一					
松本 伸	森 悟敬	河崎 哲哉	中橋 静彦	藤原 邦人					
宅野 敏昭	大谷 克己	角 達之	亀尾 光晴	塚本 光秋					
松本 文仁	田辺 淳志	岩田 充成	山本 和光	岸本 茂男					
洞井 明	梅実 悦雄	山路 活一	田淵 勝敏	石田 好男					
宮川 輝明	野村美知博	博田 享次	竹内 廣吉	石田 昇					
影井 一夫	籍村 芳照		藤 一夫	高田 聖一					

【投票一級一額五千五百円(投票券を含む)】